

第3回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和2年9月25日(火)
- 2 開閉時間 午前8時30分開会 午前9時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 14人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斉藤哲子 6番 佐々木辰善 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博
9番 松田直人 10番 相澤峰基 11番 北村浩光 12番 小川一也
13番 舟根 禎 14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 5番 斉藤哲子、6番 佐々木辰善
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第3号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第1号 農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 土地の現況証明書の交付について
議案第4号 遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

10 議事録本紙

議長

これから、第3回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は14名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、5番委員、6番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第2報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」から日程第4報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案2頁をご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」でございます。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案3頁、4頁をご覧ください。

番号が6番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

位置図は説明資料の1頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案6頁をご覧ください。

報告第2号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第14条第1項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(5)①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案7頁から10頁をご覧ください。

番号が13番から33番までの21件の申請がありました。

続きまして、議案12頁をご覧ください。

報告第3号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第3条第9号の規定に基づき、1番の現地確認委員、吉本会長、寺崎委員及び斉藤委員、2番の現地確認委員、吉本会長、佐藤委員、斉藤委

員の3人の指名について、専決処分しましたので報告します
報告について以上です。

議長
委員
議長
議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第5議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案14頁をご覧ください。

議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」です。

農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について、審議願います。

指針(案)について、議案15頁から17頁までをご覧ください。

今回、提案するこの指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項が策定の根拠となっており、指針の策定については、努力義務となっています。

鷹栖町農業委員会においては、国の補助金である農地利用最適化交付金の交付を受けるため、この指針の策定が必須条件となっていることから、前回の委員改選期である、平成29年10月よりこの指針を策定しているところ です。

この指針の計画期間が、農業委員の任期期間である3年毎となっておりまして、今回が指針を見直す時期となりましたので、提案するものでございます。

指針の内容でございますが、まず、第1の基本的な考え方でございます。

先ほど説明したとおり、この指針は、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づく指針として具体的な目標と推進方法を定めるものです。

指針の計画期間は、農業委員の任期期間に合わせて、令和4年度末までの期間で3年毎の検証・見直しを行うものでございます。

また、単年度の具体的な活動につきましては「農業委員会事務の実施状況の公表について」に基づき「目標及びその達成に向けた活動計画」を毎年度、別に作成しており、本年5月の定例会において議決されております。

続きまして第2の具体的な目標と推進方法でございます。

以下、議案を朗読説明

- 1 遊休農地の発生防止、解消について
- 2 担い手への農地利用の集積、集約化について
- 3 新規参入の促進について

指針策定にあたっての説明は以上です。

議長 議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第1号「農業委員会等に関する法律第7条に規定する指針の策定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案19頁、20頁をご覧ください。

番号が58番の1件でございます。

58番については、新規に設立した法人への賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は説明資料の2頁、3頁に、調査書は、説明資料の4頁に載せてありますのでご確認願います。

説明は以上です。

議長 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第7議案第3号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案22頁をご覧ください。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、23頁、24頁をご覧ください。

番号が8番、9番の2件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

8番について位置図は、説明資料の5頁に、航空写真は6頁、現地写真は7頁、調査票は8頁に載せてありますので、ご確認ください。

9番について位置図は、説明資料の9頁に、航空写真は10頁、現地写真は11頁、調査票は12頁に載せてありますので、ご確認ください。

報告第3号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

5番委員

はい、8番の案件について、8月24日、吉本会長、寺崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、20年以上前から住宅と一体として利用しており、相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

9番の案件について、9月18日、吉本会長、佐藤委員、私と事務局で現地調査を行いました。

63番7、63番19、63番20については、現在田として利用していることを確認しました。

63番9は、宅地と一体として利用しており、相当な年数が経過しているため農地以外と判断しました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第3号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第3号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第8議案第4号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案26頁をご覧ください。

議案第4号「遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」でございます。

農地法第30条に規定する利用状況調査及び荒廃農地の発生解消状況に関する調査の実施に基づく、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか

否かの判断について、審議願います。

対象の農地については議案 27 頁、28 頁、をご覧ください。

また、本日配布しました、航空写真も併せてご覧ください。

対象の農地は 1 件 7 筆で、所在、地番、登記地目、面積、所有者、調査年月日、調査内容、現況地目、判断基準については議案の記載のとおりです。

令和 2 年 8 月 25 日に現地を確認している農地で、判断基準に基づき、非農地であるか判断していきます。

利用状況調査において、再生利用が困難な農地であると判定した場合、農業委員会総会において、非農地と判断できる取り扱いとなっております。

その取扱いに基づき、再生利用が困難な農地であると判定により、非農地として判断する状況です。

1 件 7 筆については、全て非農地であると判断する見解としていますが、ご審議願います。

説明は以上です

議長

はい、議案第 4 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 4 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」この案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 4 号「遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹

次回の定例会についてですが、10 月 26 日（月）の 13 時 30 分からで、考えていますが、よろしいでしょうか。

議長

よろしいですか。

委員

問題なしの声

議長

それでは、10 月 26 日（月）13 時 30 分からをお願いします。

主幹

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

続いてあっせん委員の指名についてです。

前回の定例会から 3 件申出の追加がありましたので、あっせん委員の指名をお願いします。

議長

私から指名してもよろしいでしょうか。

委員

問題なしの声

議長

11 番は、2 番委員、4 番委員、12 番は、11 番委員、12 番委員、13 番は、3 番委員、12 番委員をお願いします。

議長

それでは、以上をもって第 3 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。